

平成22年度大会共通論題[レジュメ]

日本保険学会創立70周年記念  
大会・総会  
共通論題「保険における消費者  
保護と金融ADR」於早稲田大学

## 「金融ADRが市場に及ぼす影響」

平成22年10月24日  
山口大学 石田成則

1

### 1. はじめに; 報告の概要

- 保険商品に潜むリスク、取引リスクの整理
- 情報の欠如や非対称情報から引き起こされるトラブルへの対応; 重層的な契約者保護規制・法制
- 金融ADRの位置づけと望ましい制度設計のあり方

2

## 1. はじめに; 経済・経営領域から 見た関心とアプローチ

- 法的紛争を解決する手段について、そうした手段が個別経済主体の行動や選択に与える影響を解明する。
- 金融・保険商品をめぐるトラブル・コスト(民事訴訟・和解費用や取引縮小に伴う暗黙の費用)に影響する要因について理論的に考察する。
- 紛争を回避するために必要な「事前投資」について、費用便益分析などから定見を得る。

3

## 2. 保険消費者・契約者から見た取引リスク

- 保険商品は元来、オプション・パッケージであり、また条件付き請求権証券である。しかし、保険商品の複雑化や特約多様化によって「請求権」をどう行使したらよいか分らない状況も見られる。

- 1) 保険自由化に伴う過度の差別化競争
- 2) 「生存」「医療」給付における保障の「多機能化」
- 3) 「特定保険契約」の登場; 特別勘定設置の保険契約、解約返戻金変動型保険・年金、外貨建保険・年金

4

## 保険商品をめぐるトラブルの特徴

- ①高額紛争ではなく、少額事案が多い。
- ②保険商品の複雑化・多様化に伴い、解決にあたって高度の専門能力を必要とする。
- ③商品内容自体ではなく、販売時点のトラブルが多く、両者が絡み合ったトラブルにより、事実認定自体が困難になる。
- ④誤解や感情的対立により、こじれている事案もあり、その解決に当たっては当事者双方の納得が重要となる。

5

## 3. 保険契約者保護のための重層的な構造

- 1)公的規制・法制
- 2)市場審査や財務の規律づけ
- 3)各種の消費者団体からの圧力
- 4)裁判・民事訴訟の脅威
- 5)業界主体のADR
- 6)内部統制や監査を含む自己規律

6

## 情報の不完全性と保険規制

- 保険規制の多くは、保険会社と代理店の認可、ソルベンシー規制、約款に記載する文言についての規制、詐欺的募集や不正な保険金請求に関する規制、および情報開示規定のように、情報の不完全性や非対称状況が原因となって生じる問題に対処するものである。

7

## 販売時における情報提供のあり方

- 「募集取締法」(昭和23年「保険募集の取締に関する法律」)：募集従事者の適格性担保と、不適切な勧誘話法や不正募集への対応など募集行為の適正化、平成7年の新保険業法への一本化、新しい保険業法300条の規定と金融商品取引法の行為規則の準用
- 「市場リスクを有する生命保険の募集」に関するガイドライン  
(平成19年9月 生命保険協会)
  - ・保険商品にかかるリスクの概要や注意喚起情報の提供
  - ・契約者ニーズと販売プロセスの適正化を重視した意向確認書
  - ・資産・所得状況や知識・経験など、契約者の属性に照らした適切な説明方法(「適合性原則」)
- 「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」  
(平成19年1月改正 生命保険協会)

8

## 金融商品販売法における情報提供のあり方

＜金融商品販売法3条における説明義務規定＞

説明不十分のまま契約を締結した結果、損害が生じることになると、損害賠償を負わなければならない。

- ・金融商品販売法が要求している説明義務の履行に際しては、顧客・契約者の知識・経験・財産状況および契約締結目的に照らして、顧客に最適な方法で説明しなければならない。
- ・十分な情報提供は、後日のトラブルを防ぐだけでなく、契約当事者が満足できる契約関係を構築できるもの。

9

## 4. ADRの望ましい制度設計への提言； 民事訴訟との比較を中心にして

- ・ADR(Alternative Dispute Resolution)は裁判外紛争解決(処理)手段であり、訴訟に代わるあっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法とされる。
- ・「代替」とはとてかわることであるものの、ARTと同様に、裁判制度がなくなるとは考えられない。それは、既存の裁判制度に何らかの問題や不足点があり、それを解消や緩和することで「補完」する存在。

10

## ADRの機能と特徴

- ADRの特徴(民事訴訟との比較);迅速性、専門性、多様性、個別性、柔軟性、低費用
- ADRの機能の整理;情報の提供、利害対立の仲介、和解・特別調停案の提示
- ADRの効果・影響  
契約者保護のひとつのインフラ、中立的な情報提供や苦情処理を通じた情報格差の是正、ADR自体の存在による取引の促進(取引費用の抑制)、商品性や事業内容そして販売プロセス改善へのプラス影響(たとえば、丁重な説明や自己規律の醸成)

11

## 民事訴訟と金融ADRの比較

比較項目	民事訴訟手続き	金融ADR制度
手続きの主体	裁判官	認定紛争解決機関
公開の有無	公開	非公開
紛争の解決基準	実体法	実体法に限定されない
事実の存否に関する判断	こうした判断を重視する	こうした判断に囚われない、実状に即した解決
当事者間の義務	相手方に応訴の義務	相手方に応答義務
解決手段の実効性の担保	判決の強制執行	手続実施基本契約の不履行ケースでは、事実の公表と行政への報告
手続きに要する費用	弁護士費用、鑑定費用など	弁護士費用は無料のことが多く、弁護士費用、鑑定費用などは掛からない

出所)野口(2010)、171頁の資料1を筆者が一部修正

12

## 費用低減のために必要とされる「不適切な事案の排除」

- ・関係資料の入手目的など、紛争解決とは別に目的がある事案
- ・自らに有利な和解案を求めてADRを渡り歩く事案
- ・経営判断への異論や役員・担当者への謝罪を求める事案
- ・訴訟により法的事実関係を争うことが望ましい事案
- ・情報格差や交渉力格差がない法人・専門家から提起された事案

13

## 民事訴訟と和解の選択(1)

- ・裁判には時間とコストがかかることから、民事訴訟手段が確保されていることとかえって和解を促す効果も指摘されている(S. シャベル(2010)、469頁)。
- ・原告が和解を受け入れる条件式(ただし、P<sub>1</sub>は原告の予想勝訴確率、P<sub>2</sub>は被告の予想勝訴確率、C<sub>1</sub>は原告が訴訟・事実審理に要する費用、C<sub>2</sub>は被告が訴訟・事実審理に要する費用、そしてWは原告勝訴の場合の取得金額、和解費用は0とする)

$$\text{条件式(1)}: P_1W - C_1 \leq P_2W + C_2$$

(和解受入れの最低金額) < (和解の為に許容できる最高金額)

14

## 民事訴訟と和解の選択(2)

- 条件式(1)を変形することで、民事訴訟に係る費用の上昇は、和解の余地を高めることがわかる。

$$\text{条件式(2)}; P_1W - P_2W \leq C_1 + C_2$$

- 一方、審理の過程で資料提出義務等が課される場合、共通認識・理解の形成から $P_1$ と $P_2$ が均一化(P)すれば和解の受入れ余地が高まる。

$$\text{条件式(3)}; P_1W - P_2W = 0 \leq C_1 + C_2$$

- 両当事者自身が感知する過失程度によっても、和解の余地は変化し、また和解案の受諾・拒否によって相手方にそれを自己顯示することになる。

15

## これからの検討課題(1)

1)ADRの費用負担の観点から、「中立性」「公正性」をどのように担保していくのか？

- 紛争解決委員の適格性、委員会構成の要件そして政府による「認証」だけで十分か？
- 手続実施基本契約に対して義務不履行の場合、公表・公開のサンクションだけでなく行政処分をどうするか？
- 事後的な検証スキームをどう実施するか？

16

## これからの検討課題(2)

- 2) 業態を跨るADRをどのように横断的に仕組むか?  
「ダブル・エージェント」から「シングル・エージェント」へ移行  
ただし、こうした移行に伴い、苦情処理窓口充実の半面、  
金融ADRへのアクセス件数は減少する危険性もある
- 3) 金融ADRは保険会社の自己規律を促すに十分か? 個別保険会社の内部体制へのフィードバックの確保  
・金融ADRにより手続実施基本契約で事情説明と資料提出義務が課されており、保険会社内の苦情処理や紛争解決過程のプロセスや体制にも見直しが必要

17

## 主要参考文献

- S. シャベル(田中亘・飯田高)(2010)『法と経済学』  
日本経済新聞出版社
- T. J. ミセリ(細江守紀監訳)(1999)『法の経済学』  
日本経済新聞出版社
- 大森泰人・中沢則夫・中島康夫・稻吉大輔・符川公平(2010)『詳説金融ADR制度』商事法務
- 野口直秀(2010)「金融分野における裁判外紛争解決制度について」『生命保険論集』171号
- 細江守紀・太田勝造編著(2001)『法の経済分析』  
勁草書房

18